

茨城県警察からの重要なお知らせ

特定金属類取扱業を営む皆様へ

茨城県特定金属類取扱業に関する
条例が**一部改正**されます（**予定**）



金属盗対策法：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
（主として**銅**関連を対象）



令和8年6月1日に金属盗対策
法が全面施行されるに伴い
条例の

- ・ **本人確認方法**
- ・ **変更の届出**
- ・ **欠格事由**

等が一部改正される予定です



これまで条例の許可を受けていた事業者の方も
新たに金属盗対策法による届出が必要です！



1 金属盗対策法と茨城県特定金属類取扱業に関する条例の主な違い

| | 金属盗対策法 | 茨城県特定金属類取扱業に関する条例 |
|----------|--|--|
| 法令上の名称 | 特定金属くず買受業 | 特定金属類取扱業 |
| 対象金属 | <p>特定金属くず</p> <p>主として銅からなる金属くず</p> | <p>特定金属類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金並びにこれらの製品 ・解体することによりアルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金を回収することができる製品 ・自動車触媒として使用されているロジウム、パラジウム、白金 |
| 営業開始の手続き | <p>届出制（更新手続きなし）</p> <p>特定金属くず買受業を営もうとする方は、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県公安委員会への届け出が必要です。</p> | <p>許可制（5年ごとに更新が必要）</p> <p>茨城県内で特定金属類取扱業を営もうとする方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署に、あらかじめ申請して、茨城県公安委員会の許可を得る必要があります。</p> |
| 本人確認義務等 | <p>上記対象金属の買受け等をする時には、相手方の氏名、生年月日等の本人を特定する事項の確認を行い、その内容を記録して保存（保存期間3年）することが義務付けられています。</p> | |
| 取引記録の作成等 | <p>上記対象金属の買受け等をする時には、相手方の氏名や取引内容を記録し、適切に保存（保存期間3年）することが義務付けられています。</p> | |
| 盗品申告義務 | <p>買受けた金属に盗品等の疑いがあると認められる場合には、警察官へ申告することが義務付けられています。</p> | |

！ 必ずご確認ください！

- 金属盗対策法の施行に伴い、茨城県では、令和7年4月1日以降に許可を受けて特定金属類取扱業を営んでいる事業者の方も新たに金属盗対策法による営業開始届出書の提出をする必要があります。
- 届け出は、営業所ごとに所在地を管轄する警察署を経由して茨城県公安委員会へ提出してください。茨城県内に2つ以上の営業所がある場合には、そのうちの1つの営業所の所在地を管轄する警察署にまとめて提出することができます。
- 金属盗対策法に規定する営業開始届出書は令和8年8月31日までに提出する必要があります。届出書を提出しない場合は、無届営業として行政処分等の対象となります。

2 茨城県特定金属類取扱業に関する条例の主な改正ポイント

金属盗対策法の施行に伴う、今回の条例改正では、法との整合性を確保しつつ重複する手続きを不要とするなど、事業者負担軽減を図るとともに、巧妙化する組織的犯罪に対応するため、欠格事由を拡充して、金属盗対策の実効性を高めることを目的としています。

事業者負担の軽減措置

金属盗対策法に基づく変更届出書を提出した場合は、二重の手続きを解消するため、条例による一部の変更届出を不要とする規定を追加しました（役員の変更等の同法の規定にない部分については、従来どおり条例に基づく変更届出が必要となります）。

買受け等の相手方の本人確認義務の除外規定を拡大し、現行の「200円以下の少額取引」に加え、「金属盗対策法に基づき本人確認を行った場合」や「過去に取引実績のある相手と口座振込による取引を行う場合」を新たに追加しました。

取引記録の作成について、金属盗対策法に基づく記録を作成した場合は、条例に基づく記録作成を不要とする規定を追加しました。

盗品等の疑いがある場合の「不正品申告義務」について、金属盗対策法に基づく申告を行った場合は、条例に基づく警察への申告を不要とする規定を追加しました。

欠格事由の拡充

これまでの古物営業法や暴対法等に加えて、新たに組織的犯罪処罰法や金属盗対策法等により、罰金以上の刑に処された者も欠格事由の対象となりました。

従来の暴力団員に限定した規定から、暴力的不法行為等を行うおそれがある者や暴力団員等の関係者を含む、組織的犯罪グループを排除するための規定を追加しました。

古物営業法との整合を図るため、欠格事由に「住居の定まらない者」や暴力団員等に利益を供与したことにより、「中止命令等を受けた者」の2項目を新たに追加しました。

3-1 対象金属の買受け等をする際の本人確認について（自然人）

金属盗対策法が施行されることに伴い、買受け等の相手方の本人確認方法が統一されます。条例に基づくこれまでの方法のままでは法令違反となるおそれがありますので、**あらためて法律及び条例の内容をご確認ください。**

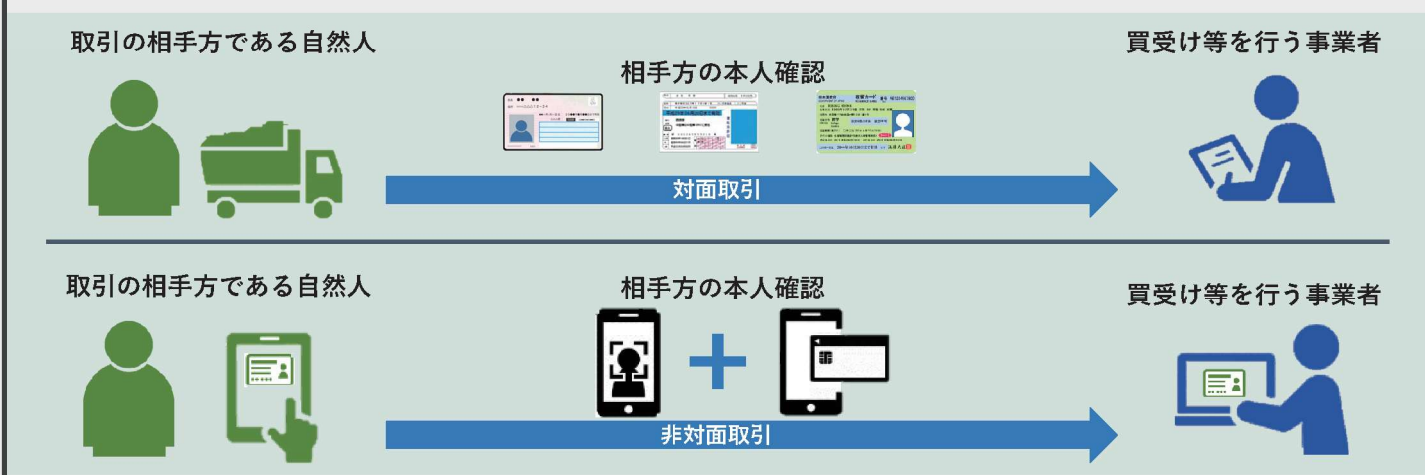
主な本人確認方法は以下のとおりです（代表的な例のみ記載）。

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法
- 非対面取引において、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して取引の相手方の顔写真の情報+マイナンバーカード等のICチップに記録された情報の送信を受ける方法
- 非対面取引において、電子署名法に基づく電子証明書及び電子署名が行われた契約事項等の情報の送信を受ける方法

自然人との取引の場合

代表的な例のみ記載

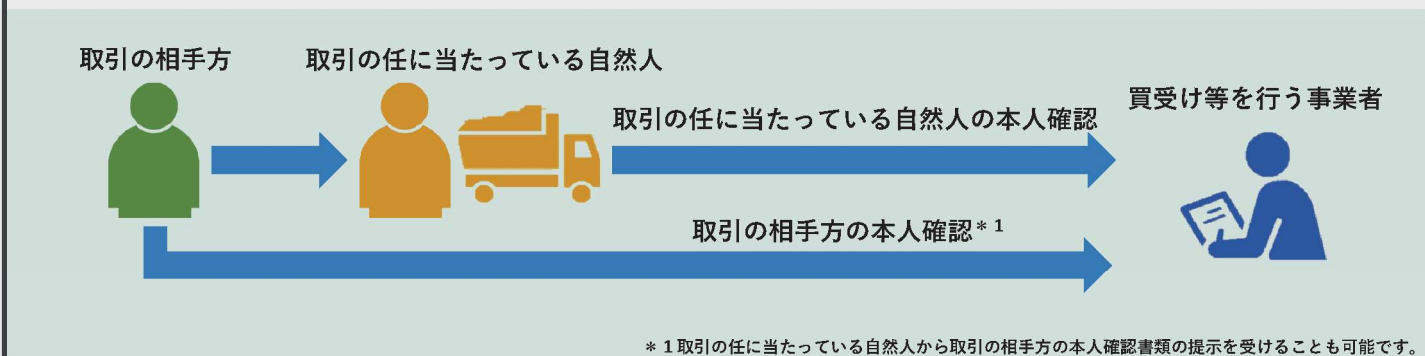
▷ 自然人から買受け等を行う場合は、主に上記方法による本人確認が必要です。



取引の任に当たっている自然人との取引の場合

代表的な例のみ記載

▷ 自然人と取引する場合において、取引の相手方である自然人と取引の任に当たっている自然人が異なる場合は、取引の相手方である自然人の本人確認だけでなく、取引の任に当たっている自然人の本人確認も必要です。



*1 取引の任に当たっている自然人から取引の相手方の本人確認書類の提示を受けることも可能です。

3 - 2 対象金属の買受け等をする際の本人確認について（法人）

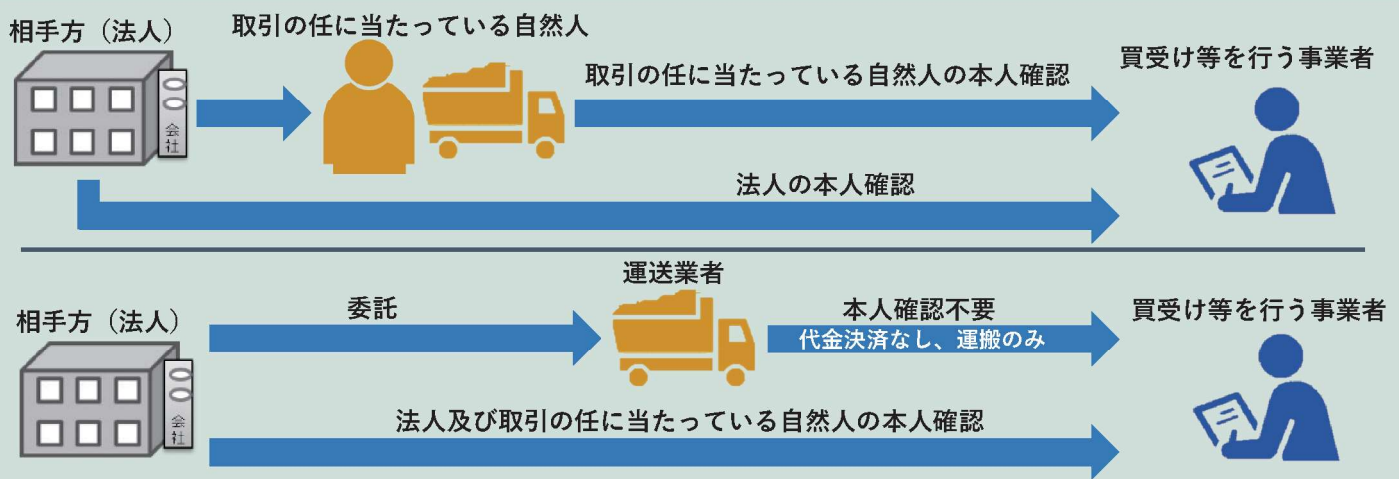
法人との取引の場合は、以下の書類等による「**法人の本人確認**」に加え、取引の任に当たっている自然人（担当者）の本人確認が必要です（代表的な例のみ記載）。

- 登記事項証明書や印鑑登録証明書等の提示を受ける方法
- 法人の名称及び本店所在地等の申告を受け、登記情報の送信又は「法人番号公表サイト」により申告を受けた内容を確認する方法（非対面取引の際は、さらに「転送不要郵便」で領収書等の文書を送付する必要があります）
- 登記事項証明書又は印鑑登録証明書等の送付を受け、さらに本店所在地等へ「転送不要郵便」で領収書等の文書を送付する方法

対象金属が持ち込まれる場合

代表的な例のみ記載

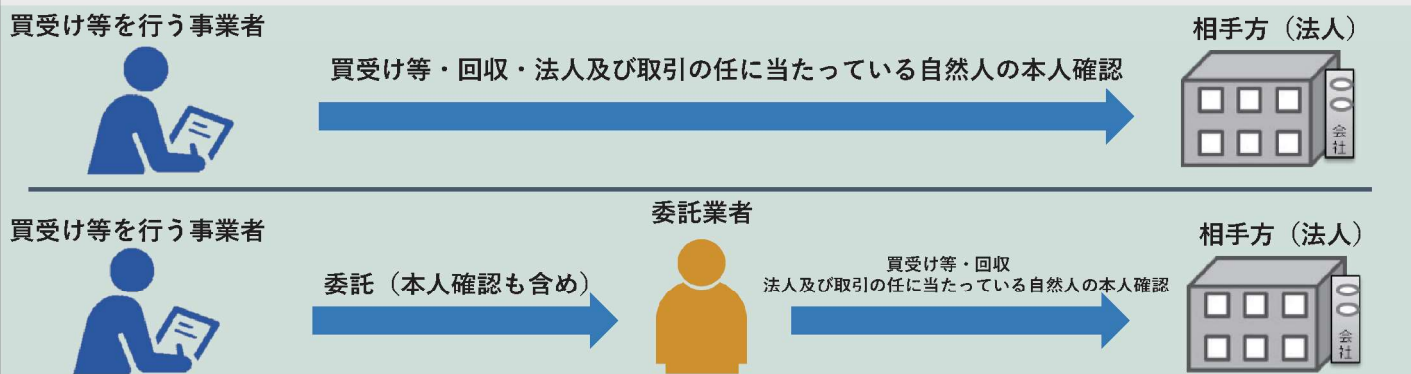
- ▷法人の本人確認に加え、取引の任に当たっている自然人（担当者）の本人確認が必要です。（持ち込む者が単なる運送業者であり、その場での代金決済が行われない場合に限り、当該運送業者の本人確認は不要ですが、委託元の本人確認が別途必要になります）



自ら対象金属を買受けに行く場合

代表的な例のみ記載

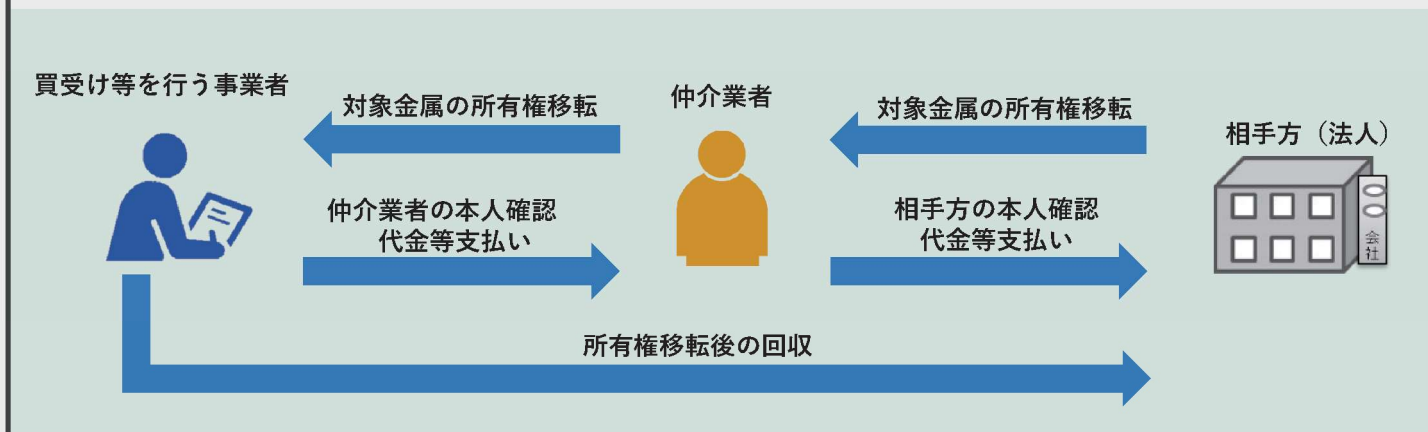
- ▷自らが直接相手方に赴いて買受け等を行う場合も、法人の本人確認に加え、取引の任に当たっている自然人（担当者）の本人確認が必要です。
- ▷委託業者等に買受け等を委託する場合は、取引の相手方の本人確認も委託することが可能です。（取引現場で代金を受け取る場合は委託業者等によるその場での本人確認が必須ですが、後日振込等の場合はその場での本人確認の他、決済時まで本人確認を済ませておくことができます）



物の移転を伴わない仲介業者を介した取引

代表的な例のみ記載

- ▷ 仲介業者から対象金属の買受け等をする場合には、仲介業者の本人確認が必要です。
- ▷ 仲介業者も買受け等を行うため、特定金属類取扱業者となり、仲介業者による相手方の本人確認も必要となります。



！ ご注意

- 本リーフレットに記載されている取引例や解説は、あくまで代表的な一例です。
- 対象となる金属の判断や手続きの詳細は、個別のケースによって異なります。
- 金属盗対策法及び茨城県特定金属類取扱業に関する条例の詳しい内容については、必ず公式ホームページからご確認ください。

お問い合わせ先

茨城県警察本部生活安全総務課

029-301-0110 (代表)

県内各警察署生活安全課 (係)

金属盗対策法 茨城県特定金属類取扱業に関する条例

検索

警察庁HP
金属盗対策法



茨城県警察HP
手続・申請
特定金属類取扱業



茨城県警察